

令和3年度 地域保健計画（母子保健）主な取り組み

令和3年度第1回地域保健計画推進部会
 令和3年11月4日（木）
 子ども保健・給付課 資料No3-2

課題1 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

<基本施策1>

地域全体で妊産婦を支え、子どもの成長を見守ることができるための支援（計画書 P245）

主な取り組み	展開方向	令和3年度の取り組み状況
①妊産婦や子育て家庭に対する地域の理解・協力を求めるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○祖父母や子育てに興味がある方を対象とした講座の開催、個別ニーズに合わせた訪問や健康教育を通し、子育て家庭へのサポーターを増やす支援をしていきます ○身近に相談ができる人がいないなど、不安を抱える子育て家庭に対して、専門職による個別訪問を行うとともに、地域で支えるしくみを検討し、孤立感の解消を図ります。 	新型コロナウイルス感染症の流行により実家の両親等に来てもらえずサポートが不足しているなどの不安を抱える方に対しては、必要に応じて地区担当保健師による訪問や、助産師によるゆりかご訪問を実施している。また、地域担当保育士（地域子育て課）と情報共有を図り、不安の軽減と孤立感の解消に努めている。
③「母子健康包括支援センター」機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援します。 	令和3年度より、0歳から3歳未満までの多胎家庭に対し、予防接種や市での母子保健事業参加時における負担を軽減するため多胎児家庭移動経費補助事業を開始した。

<基本施策2>

子育て世代の親が孤立しない地域づくり

（計画書 P246）

主な取り組み	展開方向	令和3年度の取り組み状況
①親の自助・親同士の共助への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「母親学級」や「両親学級」等において、参加者同士の交流を行い、地域での仲間づくりを推進します。 ○対象年齢や状況に合わせて「乳幼児学級」等を行い、仲間づくりの機会とします。 ○NPOと連携し、気軽に立ち寄れるスペースを設置し、親同士の交流を図ります。 	参加者数の縮小、参加者間の距離の確保や、手指消毒・検温等を実施し、コロナ禍においても例年と同様の実施回数確保し、妊娠期から地域での仲間づくりの場を提供している。また、NPOと協働で行っている母子保健事業に来所したあと立ち寄れるスペース運営に関しても、当係での事業実施時と同様の感染対策を依頼し、親同士の交流の機会の確保を図っていく。

課題2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

<基本施策1>

安心して妊娠・出産ができるための支援

(計画書 P248)

主な取り組み	主な展開方向	令和3年度の取り組み状況
①妊娠届出・母子健康手帳交付時の保健師・助産師による健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して妊娠・出産に臨めるよう、保健師・助産師による妊婦の全数面接を実施します。 ○妊婦の状況や家庭環境等を的確に把握し、必要な情報の提供や、さまざまな関係機関と連携した早期の支援につなげます。 ○妊産婦の健康管理、胎児や妊婦の感染症予防の大切さ、分娩の際のリスク等を説明し、妊婦が自ら、妊娠・出産に関する正しい知識を得て、適切な行動をとることができるように支援します。 	<p>母子健康手帳交付時の助産師・保健師との面接により、妊娠中の不安の軽減を図るとともに、妊娠・出産・育児に関する知識の習得を図り、妊産婦や児の健康管理に役立つよう取り組む。</p> <p>令和3年度から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、来所での面接に不安を感じる妊婦に対し、オンラインによる妊婦面接を実施して不安の解消と利便性の向上に努める。</p>

<基本施策2>

乳幼児期の健やかな発育・発達への支援

(計画書 P249)

主な取り組み	主な展開方向	令和3年度の取り組み状況
②乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○集団健診の精度を高めて疾病や発育・発達の遅れや偏りの早期発見に努め、必要に応じて、早期治療、療育に結び付けます。 ○成長・発達に合わせた情報を提供し、保護者の育児不安の解消を図ります。 ○不安が強い、または発育・発達に問題がある場合は、各健診に応じ保育・産婦・栄養・心理・歯科等専門相談を実施して、早期の解消を図ります。 	<p>令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症流行禍においても、徹底した感染対策を講じたうえで、健診を実施することで発育や発達の確認や相談の機会を確保する。</p> <p>集団健診や病院受診に対する不安が強い方に対しては、各種乳幼児健康診査の受診期間の延長を行い、できるだけ健診を受診して相談の機会を持つことで、不安の解消を図っていく。</p>

課題5 妊娠期からの児童虐待防止対策

<基本施策>

妊娠期からの関わりによる児童虐待の発生予防と早期支援

(計画書 P256)

主な取り組み	主な展開方向	令和3年度の取り組み状況
③児童虐待の早期発見と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援家庭の早期把握に努め、「子ども家庭支援センター」等関係機関と連携し、支援を行います。 ○「乳幼児健康診査」未受診者の状況把握に努め、健康状況や養育状況を確認し、必要な支援を開始します。 ○むし歯の放置や生活環境を顧みて、ネグレクトが疑われる養育環境にある家庭への支援を開始します。 	<p>母子健康手帳交付時の保健師・助産師との面接において、要支援家庭を早期に発見し、支援を開始する。</p> <p>乳幼児健診の未受診者に対し、健康状態と未受診の理由を確認し、養育の困難さを抱えている家庭については相談等開始して支援を図る。</p> <p>また必要に応じて子ども家庭支援センターと連携しながら継続的な支援を行って身体的虐待やネグレクトの防止を図る。</p>